

様式 5

(様式 5-1) 持込機械等（移動式クレーン車両系建設機械等）使用届

平成 年 月 日

持込機械 〔移動式クレーン等〕 使用届 〔車両系建設機械〕

事業所の名称 _____ 1次会社名 _____
 所長名 _____ 殿 持込会社名 _____
 (次)
 代表者名 _____ (印)
 電 話 _____

このたび、下記機械等を別紙の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、お届けします。
 なお、使用に際しては関係法令に定められた事項を遵守します。

使用会社名				代表者名			
				(印)			
	名 称	メーカー	規 格 ・ 性 能		製 造 年	管理番号 (整理番号)	
機 械							
持込年月日	年 月 日	使用場所				自社・リースの区別	
搬出予定年月日	年 月 日					自社 ・ リース	
運 転 者	氏 名		資 格 の 種 類				
	(正)						
(取扱者)	(副)						
自 有 主 効 検 期 査 限	定 年次	年 月 日	移動式クレーン等 の性能検査有効期 限	年 月 日	自動車検 査証有効 期限	年 月 日	
	期 月次	年 月 日					
	特 定	年 月 日					
任 意 保 険	加 入 額	対 人	千円	搭 乗 者	千円	有 効 期 限	
		対 物	千円	そ の 他	千円	年 月 日	
機械等の特性・その他その 使用上注意すべき事項			1. バイブロ使用の場合は、起振力（トン）相当のフックと交換し バイブロのつり具は直接フックにかけないようにしてください。 2. バイブロ使用の場合は、くいの重量、バイブロの重量及び バイブロの起振力などを考慮して作業半径を決めて下さい。				
元 請 確 認 欄				受 理 番 号		受 理 証 確 認 者	
(印)	(印)	担 当 者	(印)			年 月 日	

持込時の点検表

所 有 会 社 名			代 表 者 名				
			Ⓜ				
移 動 式 ク レ ン 等			車 両 系 建 設 機 械 等				
点 検 事 項	点検結果		点 検 事 項	点検結果			
	(a)	(b)		(a)	(b)		
A ク レ ン 部 〔 上 部 旋 回 体 〕	安全装置	巻 過 防 止 装 置		D 各 種 ロ ッ ク 安 全 装 置	旋 回		
		過 負 荷 防 止 装 置			バ ケ ッ ト		
		フ ッ ク の 外 れ 止 め			ブ ー ム ・ ア ー ム		
		起 伏 制 御 装 置					
		旋 回 警 報 装 置					
	制御装置	主 巻 ・ 補 巻			警 報 装 置		
		起 伏 ・ 旋 回			ア ウ ト リ ガ		
		ク ラ ッ チ			ヘ ッ ド ガ ー ド		
		ブ レ ー キ ・ ロ ッ ク			照 明		
		ジ ブ			操 作 装 置		
	作業装置	滑 車			バ ケ ッ ト ・ ブ レ ー ド		
		フ ッ ク ・ バ ケ ッ ト			ブ ー ム ・ ア ー ム		
		ワイヤーロープ・チェーン			ジ ブ		
		玉 掛 用 具			リ ー ダ		
		その 他			ハ ン マ ・ オ ー ガ ・ バ イ ブ		
B 車 両 部 〔 普 通 走 行 体 〕	走行部	ブ レ ー キ		E 作 業 装 置	油 圧 駆 動 装 置		
		ク ラ ッ チ			ワ イ ヤ ロ ー プ ・ チ ェ ー ン		
		ハ ン ド ル			つ り 具 等		
		タ イ ヤ			滑 車		
		ク ロ ー ラ			ブ レ ー キ		
	安全装置等	警 報 装 置			F 走 行 部	駐 車 ブ レ ー キ	
		各 種 ミ ラ ー			ブ レ ー キ ロ ッ ク		
		方 向 指 示 器			ク ラ ッ チ		
		前 後 照 灯			操 縦 装 置		
		左 折 プ ロ テ ク タ ー			タ イ ヤ ・ 鉄 輪		
C ゴ ン ド ラ	ア ウ ト リ ガ		G 電 気 装 置	ク ロ ー ラ			
	昇 降 装 置		配 電 盤				
	ベ ッ セ ル		配 線				
	後 方 監 視 装 置		絶 縁				
	突 り よ う		ア ー ス				
H そ の 他	作 業 床		H 他	バ イ ブ ロ ハ ン マ ー			
	昇 降 装 置		に つ い て は				
	電 気 装 置		持 込 み 機 械 等 使 用				
	ワ イ ヤ ・ ラ イ フ ラ イ ン		届 を 提 出 し ま す。				
(a) 点 検 日	年 月 日	点 検 日	Ⓜ	(b) 点 検 日	年 月 日	点 検 日	Ⓜ

機械名

- ① クレーン
- ② 移動式クレーン
- ③ デリック
- ④ エレベーター
- ⑤ 建設用リフト
- ⑥ 高所作業車
- ⑦ ゴンドラ
- ⑧ ブル・ドーザー
- ⑨ モーター・グレーダー
- ⑩ トラクターショベル
- ⑪ ざり積機
- ⑫ スクレーパー
- ⑬ スループ・ブルドーザー
- ⑭ パワー・ショベル
- ⑮ ドラグ・ショベル
(油圧ショベル)
- ⑯ ドラグライン
- ⑰ クラムシェル
- ⑱ バケット掘削機
- ⑲ トレンチャー
- ⑳ コンクリート圧碎機
- ㉑ くい打機
- ㉒ くい抜機
- ㉓ アース・ドリル
- ㉔ リバース・サーキュレーション・ドリル
- ㉕ せん孔機
- ㉖ アース・オーガー
- ㉗ ペーパー・ドレン・マシン
- ㉘ 地下連続壁施工機械
- ㉙ ローラー
- ㉚ クローラドリル
- ㉛ ドリルジャンボ
- ㉜ ロードヘッダー
- ㉝ アスファルトフィニッシャー
- ㉞ スタビライザ
- ㉟ ロードプレーナ
- ㊱ ロードカッター
- ㊲ コンクリート吹付機
ボーリングマシーン
- ㊳ 重ダンプトラック
- ㊴ ダンプトラック
- ㊵ ドラックミキサー
- ㊶ 散水車
- ㊷ 不整地運搬車
- ㊸ コンクリートポンプ車
- ㊹ その他

(注) 1 持込機械等の届け出は、当該機械を持ち込む会社（貸与を受けた会社が下請の場合はその会社）の代表者が所長に届け出ること。
 2 点検表の点検結果欄には、該当する箇所へ[✓]印を記入すること。
 3 自社の点検表にて点検したものは、その点検表を貼付する（転記の必要はなし）。
 4 機械名①から⑥まではA、B欄を、⑦はC欄を、⑧から㉓まではD、E、F、G欄を、㉔から㉞まではB欄を、㉟はB、D、E欄を使用して点検すること。
 5 点検結果の(a)は、機械所有会社の確認欄として、(b)は持込会社又は機械使用会社の確認欄とする。元請が確認するときは、(b)の欄を利用すること。

年少者の就業制限の業務の範囲（建設業関連）

1. 重量物を取扱う業務(年少規第7条)

年齢及び性		重量(単位kg)	
		断続作業の場 合	継続作業の場 合
満16歳未満	女	12	8
	男	15	10
満16歳以上 満18歳未満	女	25	15
	男	30	20

2. 年少者の就業制限の業務の範囲

(年少規第8条…抜粋)

1. ボイラーの取扱い業務
2. ボイラーの溶接の業務
3. クレーン、デリック又は揚貨装置の運転の業務
5. 最大積載荷重が2 t以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベータ又は高さが15m以上のコンクリート用エレベータの運転の業務
6. 動力により駆動される軌条運輸機関、乗合自動車又は最大積載量が2 t以上の貨物自動車の運転業務
7. 動力により駆動される巻き上げ機（電気ホイスト及びエアホイストを除く。）、運搬機又は索道の運転の業務
8. 直流にあつては750Vを、交流にあつては300Vを超える電圧の充電電路又はその支持物の点検、修理又は操作の業務
9. 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務
10. クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）
12. 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務
14. 直径が25cm以上の丸のこ盤（横切用丸のこ盤および自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ぱつにより労働者が危害を受けるおそれのないものを除く。）又はのこ車の直径が75cm以上の帯のこ盤に木材を送給する
16. 操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務
17. 軌道内であつて、ずい道内の場所、見通し距離が400m以内の場所又は車両の通行が頻繁な場所において単独で行う業務
21. 手押しかな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務
22. 岩石又は鉱物の破碎機又は粉碎機に材料を送給する業務
23. 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さ5 m以上の地穴における業務
24. 高さが5 m以上の場所で墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務
25. 足場の組立、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）
26. 直径が35cm以上の立木の伐採の業務
28. 火薬、爆薬又は火工品を製造し、又は取り扱う業務で、爆発のおそれあるもの
29. 危険物（労働安全衛生法施行令別表第1に掲げる爆発性の物、発火性の物、酸化性の物、引火性の物又は可燃性のガスをいう。）を製造し、又は取り扱う業務で、爆発、発火又は引火のおそれあるもの
31. 圧縮ガス又は液化ガスを製造し又は用いる業務
34. 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
36. 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
37. 多量の低温物体を取扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
38. 異常気圧下における業務
39. さく岩機、鋌打機等の使用によって身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務
40. 強烈な騒音を発する場所における業務
46. 前号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣が別に定める業務

女子等の就業制限の業務の範囲（建設業）

女子労働基準規則第9条第1項	就業制限の内容			女子労働基準規則第9条第1項	就業制限の内容																
	妊婦	産婦	その他の女子		妊婦	産婦	その他の女子														
1号 重量物を取り扱う業務 <table border="1" style="margin: 5px; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">年 齢</th> <th colspan="2" style="width: 80%;">重量（単位kg）</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">断続作業</th> <th style="width: 45%;">継続作業</th> </tr> <tr> <td>満16歳未満</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td>満16歳以上 満18歳未満</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>満18歳以上</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> </table>	年 齢	重量（単位kg）		断続作業	継続作業	満16歳未満	12	8	満16歳以上 満18歳未満	25	15	満18歳以上	30	20	×	×	×	12号 岩石又は鉱物の破砕機又は粉砕機に材料を送給する業務	×	△	○
		年 齢	重量（単位kg）																		
	断続作業		継続作業																		
	満16歳未満	12	8																		
	満16歳以上 満18歳未満	25	15																		
満18歳以上	30	20																			
13号 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5メートル以上の地穴における業務	×	○	○																		
14号 高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務	×	○	○																		
15号 足場の組立て、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）	×	△	○																		
16号 胸高直径が35センチメートル以上の立木の伐採の業務	×	△	○																		
2号 ボイラーの取扱いの業務	×	△	○	17号 機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務	×	△	○														
3号 ボイラーの溶接の業務	×	△	○	19号 多量の高熱物体を取り扱う業務	×	△	○														
4号 つり上げ荷重が5トン以上のクレーン、デリック又は制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務	×	△	○	20号 著しく暑熱な場所における業務	×	△	○														
5号 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務	×	△	○	21号 多量の低温物体を取り扱う業務	×	△	○														
6号 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）	×	△	○	22号 著しく寒冷な場所における業務	×	△	○														
				23号 異常気圧下における業務	×	△	○														
7号 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務	×	△	○	24号 さく岩機、鋸打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務	×	×	○														
8号 直径が25センチメートル以上の丸のこ盤（横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。）又はのこ車の直径が75センチメートル以上の帯のこ盤（自動を送り装置を有する帯のこ盤を除く。）に木材を送給する業務	×	△	○																		
9号 操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務	×	△	○																		

×……女子を就かせてはならない業務
 △……女子が申し出た場合就かせてはならない業務
 ○……女子を就かせてもさしつかえない業務

（注）産婦とは産後1年間の女子

資 格 一 覧 表

【免 許】

1. 普通自動車運転
2. 大型自動車運転
3. 大型特殊自動車運転
4. 火薬類取扱保安責任者（甲・乙）
5. 発破技士
6. 電気主任技術者
7. 電気工事士
8. ガス溶接作業主任者
9. 移動式クレーン運転士（5 t以上）
10. クレーン運転士（5 t以上）
11. デリック運転士（5 t以上）
12. 高圧室内作業主任者
13. 潜水士
14. 危険物取扱責任者（甲・乙・丙）
15. 衛生管理者（第一種・第二種）

【技能講習】

16. 木材加工用機械作業主任者
17. コンクリート破砕器作業主任者
18. 地山の掘削作業主任者
19. 土止め支保工作業主任者
20. ずい道等の掘削作業主任者
21. ずい道等の覆工作業主任者
22. 採石のための掘削作業主任者
23. はい作業主任者
24. 型枠支保工の組立等作業主任者
25. 足場の組立等作業主任者
26. 鉄骨の組立等作業主任者
27. 建設物等の鉄骨の組立等作業主任者
28. 鋼橋架設等作業主任者
29. 木造建築物の組立等作業主任者
30. コンクリート造の工作物の解体等作業主任者
31. コンクリート橋架設等作業主任者
32. 特定化学物質等作業主任者
33. 酸素欠乏危険作業主任者（1種・2種）
34. 有機溶剤作業主任者
35. 床上操作式クレーンの運転（5 t以上）
36. 移動式クレーン運転士（5 t未満）
37. ガス溶接作業
38. 車両系荷役運搬機械の運転
39. 車両系建設機械の運転（整地・運搬・積込み・掘削）
40. 車両系建設機械の運転（3 t以上基礎工事用）
41. 車両系建設機械の運転（解体用）
42. ショベルローダー等の運転（最大荷重1t以上）
43. フォークリフトの運転の業務（1 t以上）
44. 不整地運搬車の運転（最大積載量1 t以上）
45. 高所作業車の運転（作業床の高さ10m以上）
46. 玉掛作業（つり上げ荷重1 t以上）

【特別教育】

47. 研削といし取替・試運転の業務
48. アーク溶接等の業務
49. 電気取扱の業務
50. フォークリフトの運転の業務（最大荷重1t未満）
51. ショベルローダー等の運転（最大荷重1t未満）

52. 不整地運搬車の運転の業務（最大積載重1t未満）
53. 揚荷装置の運転（5 t未満）
54. 立木の伐木（70cm以上）の処理の業務
55. チェーンソーを用いて行う木立の伐木、かかり木の処理の業務
56. 車両系建設機械の運転の業務（機体重量3 t未満の整地・運搬・積込み・掘削・基礎工事・解体用機械で自走できるもの）
57. 車両系建設機械の運転の業務（基礎工事用で自走できないもの）
58. 車両系建設機械の運転の業務（基礎工事用で自走できるものの作業装置の操作）
59. 車両系建設機械の運転の業務（締固め用機械）
60. 車両系建設機械の運転の業務（コンクリート打設用）
61. ボーリングマシンの運転の業務
62. 高所作業車の運転の業務（10m未満）
63. 巻上げ機の運転の業務
64. 軌道装置の運転の業務
65. クレーンの運転の業務（5 t未満）
66. 移動式小型クレーンの運転の業務（1 t未満）
67. デリックの運転の業務（5 t未満）
68. 建設用リフトの運転の業務
69. 玉掛けの業務（1 t未満）
70. ゴンドラ操作の業務
71. (高気圧)空気圧縮機を運転する業務
72. (高気圧)送気調節を操作する業務
73. (高気圧)気閘室への送・排気調整を操作する業務
74. (高気圧)潜水作業への送気調節を操作する業務
75. 再圧室を操作する業務
76. 高圧室内作業に係る業務
77. 酸素欠乏危険場所の作業に係る業務
78. 特殊化学設備の取扱、整備、修理の業務
79. 特定粉じん作業に係る業務
80. ずい道等の掘削、覆工等の作業に係る業務
81. 有機溶剤取扱いの業務






【技能士】

82. 1級技能士（大工）
83. 1級技能士（型枠）
84. 1級技能士（鳶）
85. 1級技能士（鉄筋）
86. 1級技能士（左官）
87. 2級技能士（大工）
88. 2級技能士（型枠）
89. 2級技能士（鳶）
90. 2級技能士（鉄筋）
91. 2級技能士（左官）

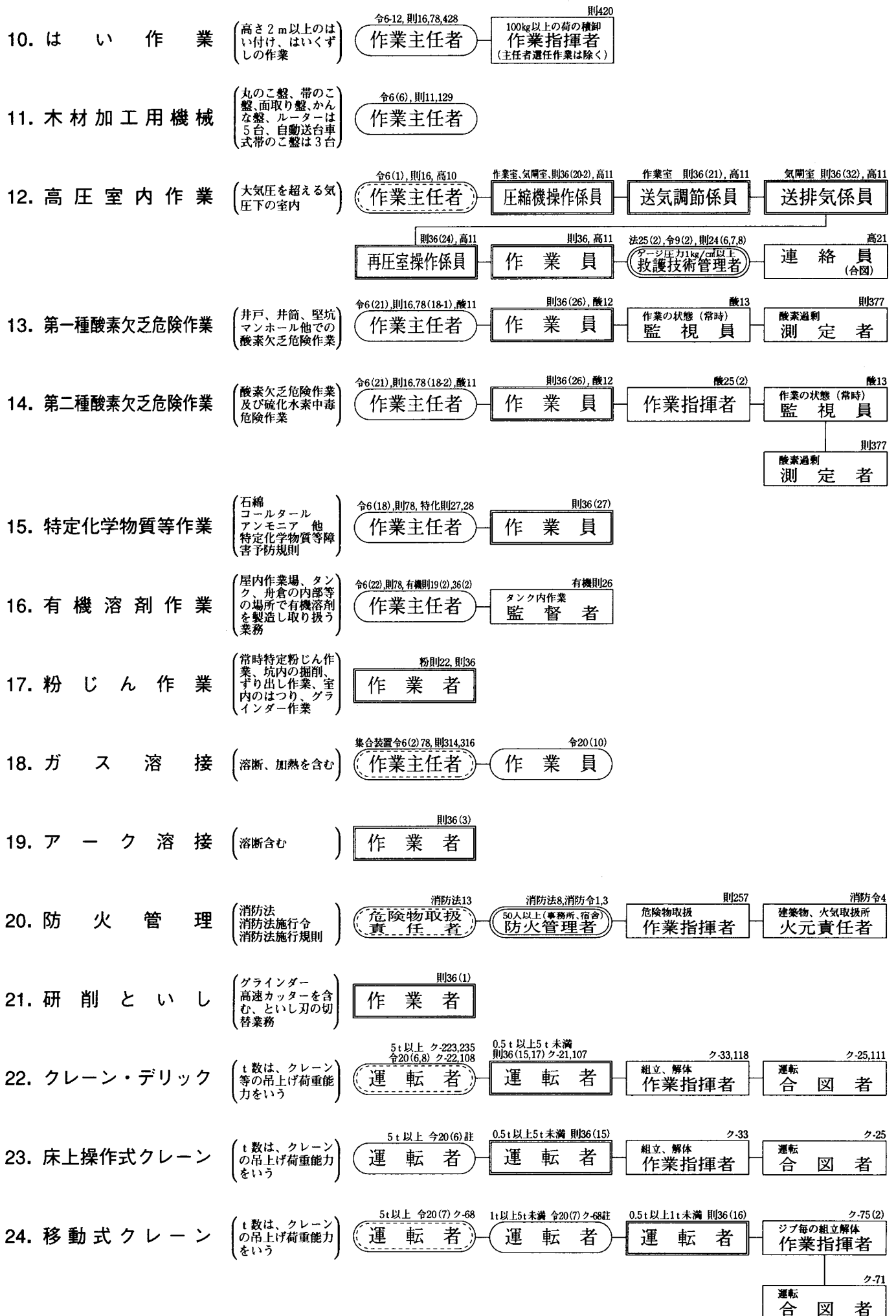
【事業者の選任・指名・その他】

92. 安全管理者
93. 店社安全衛生管理者
94. 安全衛生推進者
95. 教護技術管理者
96. 職長教育修了者
97. その他（ ）

労働安全衛生法等に定める作業ごとに必要な資格一覧

職 長 各種技能者 一般作業員	研 修 免許及び技能講習 特 別 教 育 安全衛生教育	法60 令19 安則40 法14, 61 安則41, 78 令 6, 20 危険有害な作業に従事する時には特別の教育を行う。法59③ 雇入れ時、作業変更時には安全教育を行う。 法59①・②	 免 許  技能講習  特別教育  選任指名  指定講習
法令略語	<ul style="list-style-type: none"> ● 法 ● 令 ● 則 ● ク ● ゴ ● 高 	労働安全衛生法 労働安全衛生法施行令 労働安全衛生規則 クレーン等安全規則 ゴンドラ安全規則 高気圧作業安全衛生規則	<ul style="list-style-type: none"> ● 酸 酸素欠乏症防止規則 ● 有機則 有機溶剤中毒予防規則 ● 粉則 粉じん障害防止規則 ● 電離則 電離放射線障害予防規則 ● ボ ボイラー及び圧力容器安全規則 ● 市土要 市街地土木工事公衆災害防止対策要綱





25. 玉掛	(荷掛、荷外し t数は、クレーン 等の吊上げ荷重能 力をいう)	1t以上 令20(13), 則78, ク-221 作業員	1t未満 則36(19), ク-222 作業員		
26. 車両系建設機械	(積込、整地 運搬、掘削)	3t以上(機体重量), 令20(12) 運転者	3t未満 則36(9) 運転者	則165 修理、アタッチメント交換 作業指揮者	則157,158, 市土要13(1), 83(3) 転落・接触防止、交通、架線 誘導員 (合図)
27. 車両系建設機械 (コンクリートポンプ車)	(作業装置の操作)	則36(10-2) 操作者	則165,171(3) 修理、アタッチメント装着取外し 輸送管の組立解体 作業指揮者	則157,158 転倒・接触防止 誘導員	則171(2) 操作者とホース 合図者
28. 車両系建設機械 (ブレーカー)	(t数は機体重量)	3t以上 令20(15)註 運転者	3t未満 則36(9) 運転者	則165 修理、アタッチメント装着取外し 作業指揮者	則157,158, 市土要13(1), 83(3) 転落・接触防止、交通、架線 誘導員 (合図)
29. 基礎工事用機械	(t数は機体重量を いう、杭打機、杭 抜機、アースオー ガー、リバース他)	3t以上の車両系 令20(12) 運転者	3t未満の車両系 その他全て 則36(9-1,2) 運転者	車両系の作業装置 則36(9-3) 操作者	則165,190 組立、解体、変更、移動、修理 作業指揮者
				則157,158,159, 市土要13(1), 83(3) 車両系の転落接触防止 誘導員 (合図)	則189 運転 合図者
30. 車両系締固め機械	(ローラー タイヤ ロード 振動 タンピング)	則36(10) 運転者	則165 修理、アタッチメント交換 作業指揮者	則157,158, 市土要13(1), 83(3) 転落・接触防止、交通 誘導員	
31. 車両系 荷役運搬機械	(フォークリフト ショベルローダー フォークローダー 貨物自動車)	1t以上(最大荷重) 令20(11-1,2) 運転者	1t未満 則36(5-1,2) 運転者	則151(4,15) 則165 作業計画に基づく、修理 作業指揮者	則151(6,7) 転落・接触防止 誘導員
32. 車両系 (不整地運搬車)	(t数は最大積載量)	1t以上 令20(14)註 運転者	1t未満 則36(5-3) 運転者	則151(4,15) 648 作業指揮、100kg以上の荷の備 作業指揮者	則151(6,7) 転落・接触防止 誘導員
33. 高所作業車	(高さは、作業床ま での能力高さをい う)	高さ10m以上 令20(15)註 運転者	高さ2m以上10m未満 則36(10-4) 運転者	則194(6,14) 作業指揮、修理 作業指揮者	則194(16) 転落・接触防止、交通、架線 誘導員 (合図)
					則194(6), 158 体系床以外で床操作、接触防止 合図者
34. 建設用リフト巻上げ機	(EV 簡易リフト ウインチ)	リフト、巻上 則36(11,18) ク-183 運転者	ク-151 EV 運転者	ク-135,191 組立、解体(リフト、EV) 作業指揮者	ク-185,206 運転(リフト) 合図者
35. ゴンドラ	(つり下げのための ワイヤーロープが 1本であるゴンド ラ(1人用)には 安全帯はゴンドラ 以外のもの(建築 作、堅親綱)に取 付ける)	則36(20) ゴ-12 操作者	電工ゴ-16 合図者		
36. 電気取扱	(電気事業法(施行 規則) 電気工事士法 電気工事法 電気設備技術基準)	電事法72 電気主任 技術者	電工法3 電気工事士	高圧、低圧 則36(4) 電気取扱者	則350 停電、活線、高圧近接作業 作業指揮者
					則339,345,349 停電、特高圧近接、架線近接 監視員
37. 火薬・発破	(火薬類取締法 火薬類取締法施行 規則)	保安責任者	消孔、接てん、結線、点火、 不発処理 令20(1), 則318 発破技士	導火線、電気発破 則319,320 作業指揮者 (合図)	火則16,53 受渡、出納 責任者
					則358(2) 発破後 点検員